(別) 2161

訂　正　願

平成 30 年 12 月 6 日

総　務　大　臣　　様
大阪府選挙管理委員会委員長　様



政治団体の名称　国民民主党大阪府第 15 区総支部
会計責任者の氏名　堀川 和彦
提出者の氏名　玉木 潤一

平成 30 年 5 月 17 日に提出した平成 29 年度分の収支報告書について、下記の理由により訂正の必要が生じたので、別添のとおり訂正をお願いいたします。

記

(訂正理由)
1. 政治活動費(会合費)の金額の訂正
2. 上記訂正に伴い支出総額、翌年への繰越額訂正

以上

収 支 の 状 況

（その２）

1　収支の総括表

区分	金額（円）
収入総額	1477085
（前年からの繰越額）	801585
（本年の収入額）	675500
支出総額	694597 ~~726997~~
翌年への繰越額	782488 ~~750088~~

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費

区分	金額（円）
金額	0
員数	0

(2)　寄　附

ア　寄附（イを除く。）の区分	金額（円）	備考
(ア) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計（ア＋イ）	0	

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	1,248,181	
(4) 事務所費	5,400,000	
小計	6,648,181	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	388,116	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	
（ア機関紙誌の発行事業費）	0	
（イ宣伝事業費）	0	
（ウ政治資金パーティー開催事業費）	0	
（エその他の事業費）	0	
(4) 調査研究費	2,400,000	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小計	2,788,116	
合計	9,436,297	

（その15）

(3) 政治活動費の内訳　　項目別区分　組織活動費（会合費）　（　　）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
~~会合費~~	~~3,200,000円~~	~~2017年1月27日~~	~~永の会~~	~~大阪市中央区東心斎橋2-4-18 セットワンビル2F~~	
この頁の小計	~~3,200,000~~ 0				
その他の支出	1,941,116				
合計	~~2,261,116~~ 1,941,116				

第７号様式（第９条関係）
（その１）

平成 29 年分
（平成　　年　　月　　日開催分）

収支報告書

「□」内には、該当するものに「✔」を記入すること。

政治団体の区分
□ 政党
☑ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部

（フリガナ）　みんしんとうおおさかふだいじゅうごくそうしぶ

1　政治団体の名称　民進党大阪府第１５区総支部

2　主たる事務所の所在地　大阪府河内長野市美加の台7-22-5

3　代表者の氏名　堀川和彦

4　会計責任者の氏名　堀川　和彦

活動区域の区分
□ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名
堀川　和彦
（電話）0721-62-6178
（電話）
（電話）

受付
平 30.5.17
大阪府選挙管理委員会

資金管理団体の指定の有無
□ 有
☑ 無
公職の種類　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　平野　博文
公職の種類　衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

区分	団体コード	年分	異動	届出年月日	国会議員団体区分	解散年月日	告示用コード
	P M 0 0 6 9	H 2 9		H 3 0 0 5 1 7		H	7 3 7 0

収　支　の　状　況

（その２）

1　収支の総括表

	金額（円）
収入総額	1477085
（前年からの繰越額）	801585
（本年の収入額）	675500
支出総額	726997
翌年への繰越額	750088

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金額	0
員数	0

(2)　寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金額	備考
（ア）個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
（イ）法人その他の団体からの寄附	0	
（ウ）政治団体からの寄附	0	
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計（ア＋イ）	0	

（その５）

(5)　本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
民進党大阪府総支部連合会	150,000円	2017年1月23日	大阪市西区土佐堀1-6-3 JAM西日本会館４F	
〃	150,000円	2017年4月4日	〃	
〃	150,000円	2017年7月26日	〃	
〃	50,000円	2017年9月14日	〃	
〃	150,000円	2017年10月20日	〃	
〃	255,000円	2017年12月5日	〃	
この頁の小計	675,000円			
合計	675,000円			

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額												備考
			十億			百万			千			円	
1　経常経費													
(1) 人件費												0	
(2) 光熱水費												0	
(3) 備品・消耗品費								1	2	4	8	1	-
(4) 事務所費								5	4	0	0	0	-
小計								6	6	4	8	1	-
2　政治活動費													
(1) 組織活動費							4	2	0	5	1	6	-
(2) 選挙関係費												0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費												0	
(ア機関紙誌の発行事業費)												0	
(イ宣伝事業費)												0	
(ウ政治資金パーティー開催事業費)												0	
(エその他の事業費)												0	
(4) 調査研究費							2	4	0	0	0	0	
(5) 寄附・交付金												0	
(6) その他の経費												0	
小計							6	6	0	5	1	6	-
合計							7	2	6	9	9	7	-

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳											項目別区分　備品消耗品費（備品）			
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万		千		円				
この頁の小計										0				
その他の支出							1	2	4	8	1			
合計							1	2	4	8	1			

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 事務所費（事務管理費）			
支出の目的	金額		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円					
政治資金監査費用	5 4 0 0 0		2017年5月29日	税理士法人アクトパートナーズ	八尾市明美町2-8-26	
この頁の小計	5 4 0 0 0					
その他の支出	0					
合計	5 4 0 0 0					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳　　項目別区分　組織活動費（行事費）　（　　）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
行事会場費代	67,200円	2017年2月8日	道頓堀ホテル	大阪市中央区道頓堀2-3-25	
行事会場費代	71,220円	2017年12月9日	旬の幸　かつら川	河内長野市木戸町667-2	
この頁の小計	138,420円				
その他の支出	0円				
合計	138,420円				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳

項目別区分 組織活動費（旅費交通費） （ ）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ICOCA 現金チャージ	10,000円	2017年9月3日	南海電気鉄道株式会社	大阪市浪速区敷津東2-1-41	
ICOCA 現金チャージ	10,000円	2017年10月16日	南海電気鉄道株式会社	大阪市浪速区敷津東2-1-41	
この頁の小計	20,000円				
その他の支出	35,580円				
合計	55,580円				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳													項目別区分 組織活動費（会合費） （ ）			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万		千				円				
会合費							￥	3	2	4	0	0	2017年1月27日	永遠 〃	大阪市中央区東心斎橋2-4-18 ﾋｯﾄﾜﾝﾋﾞﾙ2F 〃	
この頁の小計								3	2	4	0	0				
その他の支出							1	9	4	1	1	6				
合計							2	2	6	5	1	6				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳

項目別区分 調査研究費（研修会参加費） （ ）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
研修会参加費	30,000円	2017年5月26日	連合大阪南河内地区協議会	河内長野市木戸西町1-3-13	
研修会参加費	210,000円	2017年7月12日	河内地域労働者福祉協議会	東大阪市神田10－15	
この頁の小計	240,000円				
その他の支出	0円				
合計	240,000円				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 30 年 5 月 17 日

政治団体の名称　民進党大阪府第１５区総支部

会計責任者の氏名　堀川　和彦　堀川印

解散の場合のみ下欄を記入すること

（代表者の氏名　　㊞）

（備考）　1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 「（代表者の氏名）」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成３０年４月２８日

民進党大阪府第１５区総支部

代　表　平野博文　殿

登録政治資金監査人　伊中村正[illegible]

登　録　番　号　第　２５４０　号

研修修了年月日　平成２１年４月１０日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、民進党大阪府第１５区総支部の平成２９年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、民進党大阪府第１５区総支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

民進党大阪府第１５区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、民進党大阪府第１５区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上